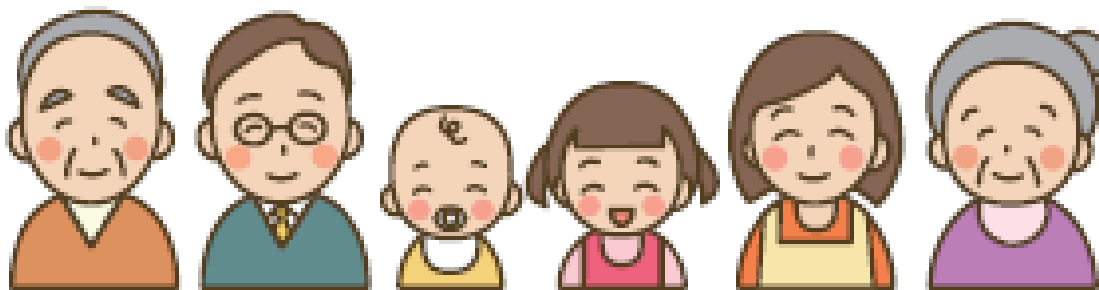


マイナンバー法案の概要と システムについて

行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律案



内閣官房社会保障改革担当室
参事官 阿部知明

1. マイナンバー法案国会提出までの経緯

2009年12月、「平成22年度税制改正大綱」で、番号制度の導入について言及。

2010年2月、「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」を設置（2010年6月までに全6回開催）。

2010年6月、社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会で、「中間とりまとめ」を公表。

2010年10月、「政府・与党社会保障改革検討本部」を設置（2011年6月までに全6回開催）。

2010年11月、政府・与党社会保障改革検討本部の下に「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」を設置（以降14回開催）。

2010年12月、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、「中間整理」を公表。
「社会保障改革の推進について」を閣議決定。

2011年1月、政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」、
「番号制度創設推進本部」設置を決定。

2011年4月、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、「社会保障・税番号要綱」を決定。

2011年6月、政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税番号大綱」を決定。

2011年12月、政府・与党社会保障改革検討本部を「政府・与党社会保障改革本部」に改称（以降2回開催）。
社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、マイナンバー法案の概要を決定。

2012年1月6日、政府・与党社会保障改革本部で、「社会保障・税一体改革素案」を決定、閣議報告（2012年2月17日、「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定）。

2012年2月14日、マイナンバー法案及び関係法律の整備等法案を閣議決定、国会提出。

2. 番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・防災の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

3. 社会保障・税番号制度の概要

- マイナンバー法により、より公平な社会保障制度の基盤となる「社会保障・税番号制度」を導入する。
- これにより、国民の給付と負担の公平性、明確性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化に資する効果が期待できる。

個人番号(マイナンバー)

- 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られるマイナンバーを指定し、書面により本人に通知。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- マイナンバーの利用範囲を法律に規定。具体的には、①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に係る事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者を含む。）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- マイナンバー法に規定する場合を除き、他人にマイナンバーの提供を求めることは禁止。本人からマイナンバーの提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要。

個人情報保護

- マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバー付きの個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止。
- 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等は情報提供ネットワークシステムでの情報提供などマイナンバー法に規定するものに限り可能。
- 情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとしてマイナンバーを用いないなど、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイ・ポータル）の提供、特定個人情報保護評価の実施、個人番号情報保護委員会の設置、罰則の強化など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知。法人番号は原則公表。民間での自由な利用も可。

個人番号カード

- 市町村長は、顔写真付きの個人番号カードを交付。

4. 番号制度の仕組み

◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)**と関連付けられている新たな「**個人番号**」(**マイナンバー**)を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとにマイナンバーやそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務をマイナンバー法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け
(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

③本人確認

- ◎**個人が自分が自分であることを証明するための仕組み**
- ◎**個人が自分のマイナンバーの真正性を証明するための仕組み。**
 - 現行の住民基本台帳カードを改良し、ICカードの券面とICチップにマイナンバーと基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
 - 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

5. 付番

個人に付する「個人番号」（マイナンバー）

付番

- 対象者：住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人
- 市町村長は出生等により新たに住民票に住民票コードを記載した場合は、マイナンバーを指定し、書面により個人に通知
- 所管は総務省

変更

- マイナンバーは一定の要件に該当した場合のみ変更可能

番号生成機関

- 市町村長は、生成に係る処理を地方公共団体情報システム機構に要求
- 地方公共団体情報システム機構は、住民票コードと一対一で対応するマイナンバーを生成し、市町村長に通知

法人等に付する「法人番号」

付番

- 法務省が有する会社法人等番号を基礎として付番
- 所管は国税庁
- 法人番号の付番対象
 - ・ 国の機関及び地方公共団体
 - ・ 登記所の登記簿に記録された法人等
 - ・ 法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人
 - ・ 国税・地方税の申告・納税義務、源泉徴収義務、特別徴収義務、法定調書の提出義務を有する、又は法定調書の提出対象となる取引を行う法人

変更・通知、検索及び閲覧

- 法人番号は変更不可
 - 国税庁長官は、付番した法人番号を当該法人等に書面により通知
 - 法人番号は官民を問わず様々な用途で利活用
- ※法人等の基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、会社法人等番号）の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供。ただし、人格のない社団の場合は、予め同意のある場合のみ

6. マイナンバーの主な利用範囲

社会 保障 分野	年金分野	⇒<u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u> ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働分野	⇒<u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u> ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他分野	⇒<u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u> ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者自立支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
	税分野	⇒<u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u>
防災分野	⇒<u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務その他地方公共団体の条例で定める事務等に利用。</u>	

7. 情報連携

情報連携の範囲等

➤ 情報照会・提供機関が

- ①情報提供ネットワークシステムを用いて情報連携できる事務の種類
- ②情報連携で提供される個人情報の種類
- ③情報の提供元・提供先等

をマイナンバー法又はマイナンバー法整備法に規定

- ただし、著しく異常かつ激甚な非常災害への対応等、特別の理由がある場合に、個人番号情報保護委員会規則により、例外的な情報連携が可能
- 医療・介護分野での情報連携については、法制上の特段の措置と併せて、負担や費用の面で効率的なシステムとなるよう、特段の技術設計を行う方向で検討

情報連携基盤の運営機関

- 情報連携基盤の所管は、内閣府と総務省の共管とする。

情報提供記録の確認

- 情報提供ネットワークシステム及び情報照会・提供機関は、特定個人情報のやり取りに関する情報提供記録を保存し、個人自らが**マイ・ポータル**で確認できるようにする

8. 番号制度で具体的に何ができるのか

「社会保障・税番号大綱」(2011年6月30日、政府・与党社会保障改革検討本部決定)より

よりきめ細やかな社会保障給付の実現

- 医療・介護・保育・障害に関する自己負担の合計額に上限を設定する「総合合算制度」の導入
- 高額医療・高額介護合算制度の改善（自己負担の上限に達した場合、立て替え払いすることなく以後の医療・介護サービスを受給可能）
- 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止
 - ・健康保険法に基づく給付金支給に当たっての他制度の給付状況の確認
 - ・生活保護法に基づく各種扶助支給に当たっての他制度給付状況の確認 など

所得把握の精度の向上等の実現

- 国税・地方税の賦課徴収に関する事務にマイナンバーを活用することにより、効率的な名寄せ・突合が可能となり、より正確な所得把握に資する

災害時の活用に関するもの

- 災害時要援護者リストの作成及び更新
- 災害時の本人確認
- 医療情報の活用
- 生活再建への効果的な支援

自己の情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供に関するもの

- 自宅のパソコン等から、自分の情報や利用するサービスに関する以下のような情報を閲覧可能
 - ・各種社会保険料（年金・医療保険、介護保険など）
 - ・サービスを受けた際に支払った費用（医療保険・介護保険等の費用、保育料等）
 - ・福祉サービスを受給している者に対する制度改正等のお知らせ
 - ・確定申告等を行う際に参考となる情報

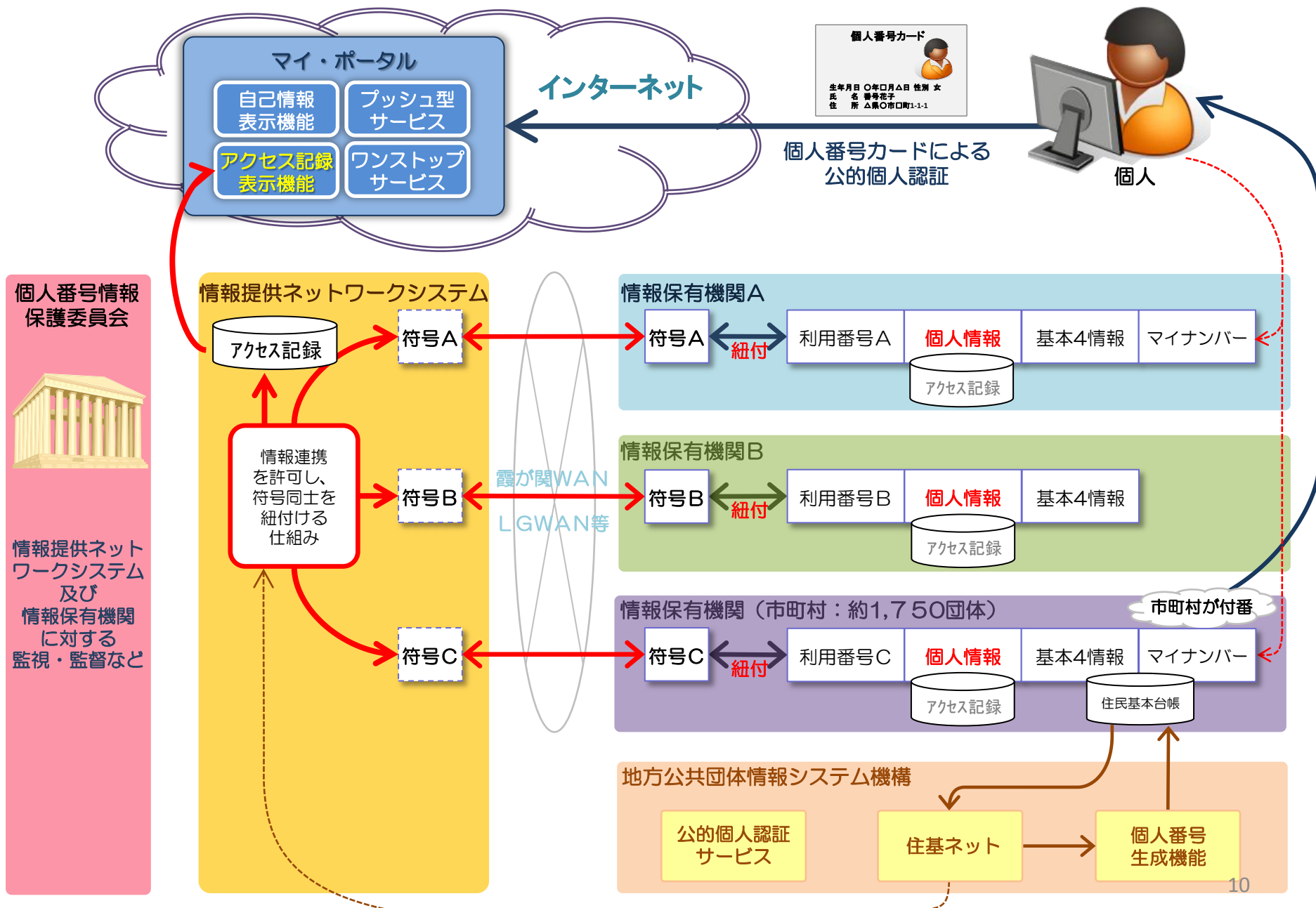
事務・手続の簡素化、負担軽減に関するもの

- 添付書類の削減（納税証明書、住民票など）
- 医療機関における保険資格の確認
- 法定調書の提出にかかる事業者負担の軽減

医療・介護等のサービスの質の向上等に資するもの

- 転居した場合であっても、継続的に健診情報・予防接種履歴が確認できる
- 乳幼児健診履歴等の継続的把握により、児童虐待等の早期発見が可能になる
- 難病等の医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる
- 地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易になる
- 介護保険の被保険者が市町村を異動した場合、異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる
- 各種行政手続における診断書の添付が不要
- 年金手帳、医療保険証、介護保険証等の機能の一元化

9. 番号制度における情報連携のイメージ



特定個人情報のやり取りに関する情報提供記録をインターネット上で確認できる「**マイ・ポータル**」を設置（2016年1月以降運用開始）。



マイ・ポータル (イメージ)

情報提供記録表示

自分の特定個人情報にいつ、
誰が、なぜ情報提供した
のかを確認する機能

自己情報表示

行政機関などが持っている
自分の特定個人情報について
確認する機能

ワンストップサービス

行政機関などへの手続を
一度で済ませる機能

プッシュ型サービス

一人ひとりに合った行政
機関などからのお知らせ
を表示する機能

1 1. 個人番号カード

番号制度における本人確認の仕組みとして、市町村長は、住民基本台帳カードを改良した**個人番号カード**を交付しなければならない。

個人番号カード



生年月日 ○年□月△日 性別 女
氏 名 番号花子
住 所 △県○市□町1-1-1

個人番号カードの券面及びチップに記載される情報は本人の「マイナンバー」、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「顔写真」など。

- ① マイ・ポータルにログインするため、公的個人認証に認証用途を追加。
- ② 公的個人認証サービスを民間事業者等に開放。
- ③ マイナンバー告知の際、マイナンバーの真正性を確保するため、個人番号カードの券面にマイナンバーを記載し、ICチップにも記録。
- ④ カード記載事項に変更がある場合、変更があった日から14日以内に市町村長に届け出るとともに、個人番号カードを提出しなければならない。
- ⑤ 個人番号を紛失したときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
- ⑥ 市町村長は、条例で定めるところにより個人番号カードを利用可能。
- ⑦ 個人番号カードの所管は総務省。

12. 番号制度における安心・安全の確保

安心できる番号制度の構築

マイナンバーの保護等の必要性

- 成りすましを防止する観点から、**マイナンバーのみでの本人確認を禁止**

個人情報の保護の必要性

- 情報の種類や情報の流通量が増加、情報の漏えい・濫用の危険性が増大
- 従来からの番号制度への以下の懸念を払拭する必要性
 - ・ 国家管理の懸念
 - ・ 意図しない個人情報の名寄せ・突合・追跡の懸念
 - ・ 財産その他の被害への懸念

最高裁判例への対応の必要性

- 住民基本台帳ネットワークシステム最高裁合憲判決（最判平成20年3月6日）を踏まえた制度設計

制度上の保護措置

- **マイナンバー法の規定によるものを除く特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイル（マイナンバーを含む個人情報ファイル）の作成を禁止**
 - 特定個人情報へのアクセス記録を個人自らマイ・ポータルで確認
 - 第三者機関（個人番号情報保護委員会）による監視・監督
 - システム上情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施
 - 罰則の強化
- 等

システム上の安全措置

- 個人情報の分散管理
 - マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携
 - アクセス制御によりアクセスできる人を制限・管理
 - 個人情報及び通信の暗号化を実施
 - 公的個人認証の活用
- 等

1 3. 特定個人情報の保護等①

特定個人情報ファイルの作成の制限、特定個人情報保護評価等

- 個人番号情報保護委員会は、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針を作成・公表。
- 行政機関の長等は、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価（「特定個人情報保護評価」）を実施。
- マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止。
- 情報提供ネットワークシステムを使用して行う場合などを除き、特定個人情報の提供を禁止。

13. 特定個人情報の保護等②

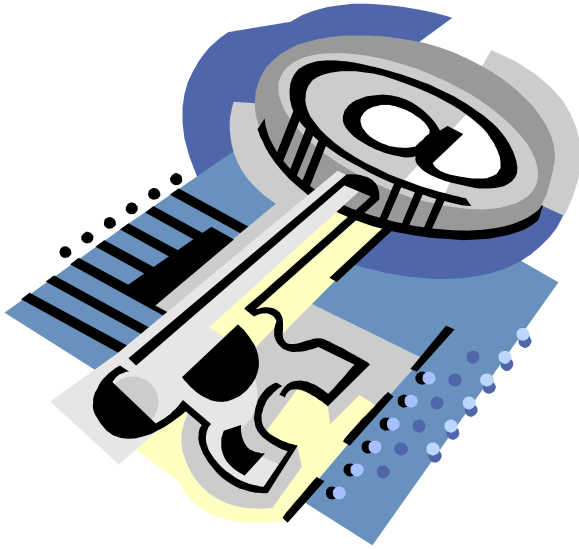
情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

- 情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求められた場合、当該特定個人情報の提供義務あり。
- 情報提供の記録は情報提供ネットワークシステムに保存。
- 情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者には秘密保持義務あり。

個人情報保護法等の特例

- 任意代理人による特定個人情報の開示請求等が可能。
- 本人同意があっても特定個人情報の第三者への目的外提供は原則禁止。
- 地方公共団体等は、特定個人情報の適正な取扱いの確認のための必要な措置を講ずる。

1 4. 特定個人情報保護評価



特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイル（マイナンバーを含む個人情報ファイル）の保有・変更にあたり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組み

米・カナダ・豪・英等の諸国で行われている
プライバシー影響評価（PIA）に相当

実施主体

行政機関等：特定個人情報保護評価の実施を義務付け

実施方法

- ①行政機関等が、自ら特定個人情報保護評価を実施し、広く国民の意見を求めたうえで評価書を作成する。
 - ②報告書について、個人情報情報保護委員会による承認を受ける。
 - ③報告書を公表する。
- 詳細はガイドラインで示す予定だが、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の収集目的や収集方法、利用方法、管理方法等を検討し、当該システムがプライバシーに配慮した設計となっているか確認することが考えられる。

実施時期

- 特定個人情報保護評価の結果に基づき、システム設計を変更できるようにするため、システム開発前に実施する。



15. 第三者機関（個人番号情報保護委員会）①

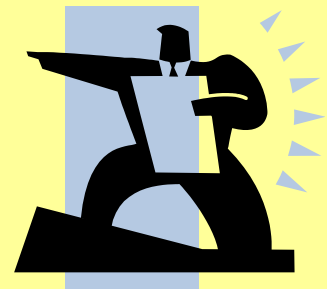
個人番号情報保護委員会の設置、所掌事務

- 内閣総理大臣の下に、番号制度における個人情報の保護等を目的とする個人番号情報保護委員会を設置。

（内閣府設置法第49条第3項の規定に基づく、いわゆる三条委員会）

- 主な所掌事務・権限

- ・ 特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の取扱いの監視・監督。
- ・ 特定個人情報保護評価のための指針の作成、公表、助言、報告書の承認。
- ・ 特定個人情報の保護についての広報及び啓発。
- ・ 特定個人情報の取扱いに関する苦情の処理。
- ・ 情報提供ネットワークシステム及びその他の機関と接続する部分の監査。
- ・ 激甚災害への対応等特別の理由がある場合の情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携の許可。



15. 第三者機関（個人番号情報保護委員会）②

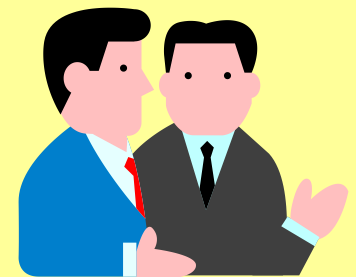
個人番号情報保護委員会の組織、任期等

○ 組織・任期等

- ・ 委員長及び6名の委員をもって組織。任期は5年（委員のうち3人は非常勤）。
- ・ 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命。
- ・ 委員は、個人情報保護に関する学識経験者、情報処理技術に関する学識経験者、社会保障制度や税制に関する学識経験者、民間企業の実務経験を有する者、地方公共団体の全国的連合組織の推薦する者等で構成。
- ・ 委員長、委員、職員等の守秘義務、給与、政治運動等の禁止等を規定。

○ 業務

- ・ 委員会は指導、助言、勧告、命令、報告及び立入検査の実施権限、委員会規則の制定権あり。
- ・ 委員会は、内閣総理大臣に対し、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の保護に関する施策の改善についての意見を述べるができる。
- ・ 委員会は、毎年、国会に処理状況を報告し、公表。



16. 罰則

罰則

以下の行為または者を処罰する罰則を創設。

マイナンバー法における罰則一覧			
	主体	行為	法定刑
1	マイナンバーを利用する行政機関の職員や事業者など	正当な理由なく、特定個人情報ファイル等を提供	4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金または併科
2	同上	不正な利益を図る目的で、マイナンバーを提供又は盗用	3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金または併科
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者	情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上
4	何人も	人を欺くなど、又は、財物の窃取などによりマイナンバーを取得	3年以下の懲役または150万円以下の罰金
5	行政機関の職員など	不当な目的でマイナンバーが記録された文書等を収集	2年以下の懲役または100万円以下の罰金
6	委員会の委員など	職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用	同上
7	委員会から命令を受けた者	委員会の命令に違反	2年以下の懲役または50万円以下の罰金
8	委員会による検査の対象者	委員会による検査等の際し、検査を拒否するなど	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
9	何人も	偽りその他不正の手段により個人番号カードを受領	6月以下の懲役または50万円以下の罰金

付番

- 法務省が有する会社法人等番号を基礎として付番
- 所管は国税庁
- 法人番号の付番対象
 - 国の機関、地方公共団体、設立登記のある法人
 - 税務署に開業の届出等の届出を行った法人又は人格のない社団等
 - 付番を求める届出をした法人又は人格のない社団等で政令に定めるもの



通知、検索及び閲覧

- 法人番号は変更不可
- 国税庁長官は、付番した法人番号を当該法人等に通知
- 行政機関等が特定法人情報のやりとりをする際には法人番号を通知して行う
- 法人番号は利用範囲の制限等がなく、民間でも自由に利用可能

※法人等の基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、会社法人等番号）の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供。ただし、人格のない社団の場合は、予め同意のある場合のみ

18. 番号制度の可能性、限界、留意点

番号制度の可能性と限界・留意点

可能性

- 制度及び運営をより公平・公正で効率的なものに改善できる可能性
※業務の在り方の見直しに取り組むことが必要
※システムの最適化の観点からの検討も必要
- 各分野に共通する社会基盤として、制度改革の選択肢を広げ、これまで構想できなかった構想も実施できる可能性

限界

- 全ての取引や所得を把握し不正申告や不正受給を完全に無くすことは困難
- 事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界

留意点

- 番号制度のバックアップ体制、バックアップシステムの整備を含め、不具合等発生時の対応
- 番号制度の導入について、原則として本人同意は前提としない仕組み（全員参加）

番号制度の将来的な活用

- 将来的に社会保障・税以外の行政分野や、本人が自発的に同意した場合に限定して民間のサービス等に活用する場面においても情報連携が可能となるようセキュリティに配慮しつつシステムを設計

進め方

- 国民の納得と理解を得るための行動
・全国47都道府県でシンポジウムを実施中
- 地方公共団体等との連携
- 番号制度の導入に係る費用と便益

19. 今後のスケジュール

番号制度の導入時期は、マイナンバー法案の成立時期により変わり得るものであるが、以下を目途とする。

2012年通常国会にマイナンバー法案及び関係法律の整備等法案を提出。

正式名称：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」

2013年1～6月、個人番号情報保護委員会を設置。

2014年6月以降、個人にマイナンバー、法人等に法人番号を交付。

2015年1月以降、社会保障、税、防災等の各分野のうち、可能な範囲でマイナンバーと法人番号を利用開始。

2016年1月以降、情報提供ネットワークシステム、マイ・ポータルを運用開始。2016年7月を目途に、地方公共団体との連携についても運用開始。

マイナンバー法の施行後5年を目途として、本法の施行状況等を勘案し、本法の規定について検討を加え、所要の措置を講ずる。

20. 社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ

2012年

2013年

2014年

2015年

2016年

制度構築

マイナンバー法案提出
マイナンバー法整備法案提出

法案成立

政省令

医療等の分野の機微性の高い
個人情報について特段の措置を検討

委員国会同意

情報保護評価ガイドライン作成
(情報保護評価SWG)

特別法案提出

個人番号情報保護
委員会設置

法案成立

政省令

委員国会同意

委員会規則

特定個人情報保護評価の
実施・承認等

番号
通知

個人番号カードの交付

順次、マイナンバーの利用開始

【2015年1月から利用する手続のイメージ】
○社会保障分野
・年金に関する相談・照会
○税分野
・申告書・法定調書等への記載
○防災分野
・要援護者リストへのマイナンバー記載
※ただし、事前に条例の手当てが必要

委員国会同意

情報提供ネットワークシステム、
マイ・ポータルの運用開始

情報提供ネットワー
クシステム等の監査

2016年1月より、国の
機関間の連携から
開始し、2016年7月を
目途に地方公共団
体との連携につい
ても開始

システム構築

システム
要件定義

実証事業

工程管理支援業務

基本設計

詳細設計

プログラム設計、単体テスト

総合運用テスト

センター・バックアップセンター構築

国民対話

47都道府県
リレーシンポジウム

番号制度の国民広報

1 既存システムへの影響調査

(1) 業務アプリケーションへの影響調査

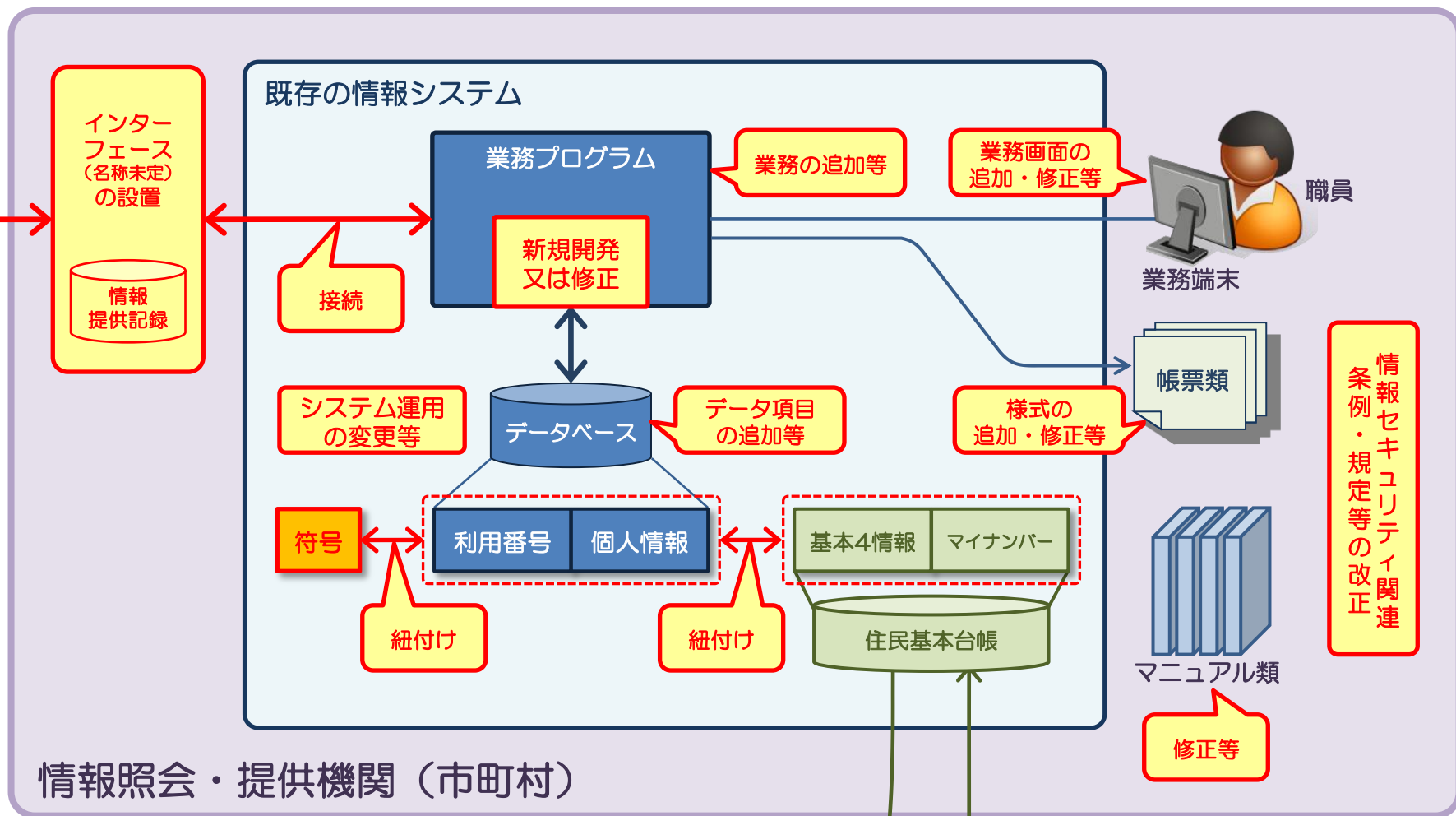
- イ 業務アプリケーションプログラム本体
- ロ データベース
- ハ 帳票（外部発行及び内部処理用）
- ニ 画面（職員用業務画面及びホームページなど）
- ホ システム運用
- ヘ 関連マニュアル

(2) 既存システムとの接続方式の検討

2 情報セキュリティ関連条例・規定の改正に向けた検討

(参考2) 想定される既存の情報システム等への影響

情報提供ネットワークシステムへ



※ マイナンバーを扱う業務について情報システムが整備されており、情報提供ネットワークシステムと直接接続する場合の一例

(参考3) 地方公共団体でマイナンバーを取り扱う業務

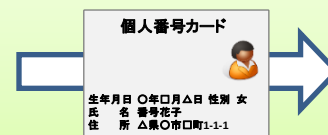
対住民

① 番号制度そのものを動かす根幹となる業務【住民担当課関連業務（市区町村）】

A



マイナンバーの付番、通知



個人番号カードの交付



② 社会保障・税のそれぞれのマイナンバーの利用場面において行われる業務【社会保障担当課・税務担当課関連業務（都道府県・市区町村）】

B

(例えば…)

- ・ 高額医療・高額介護合算制度の改善
- ・ 給付可能サービスの行政側からの通知
- ・ 所得の過少申告や扶養控除のチェックの効率化
- ・ 申請等の際の添付書類（納税証明書等）の削減



○ 使用者等としてマイナンバーを取り扱う業務

(例えば…)

C

- ① 給与等の支払者として支払調書や源泉徴収票へのマイナンバーの付記
- ② 地方職員共済組合等に係る「組合員資格取得・喪失届」や「被扶養者認定申告書」等へのマイナンバーの付記
- ③ 職員が子どものための手当を申請する際にマイナンバーを聴取

対職員

(都道府県・市区町村)

○自治体がマイナンバーを独自に利用したい場合

(例) A市単独の乳幼児医療費助成の支給に関する事務に利用したい。

⇒社会保障、地方税、防災、その他これらに類する事務で当該自治体の条例に定めれば、利用可能

○自治体がマイナンバーを利用して、独自に他の機関と情報の連携を行いたい場合

(例) A市単独の乳幼児医療費助成制度において、所得要件を調べるために、前住所地の市町村長に所得情報を照会したい。

⇒第三者機関(個人番号情報保護委員会)の承認を受けて、かつ、それが公表された後に情報の連携が可能(具体的な承認の方法については、個人番号情報保護委員会規則で定める。)

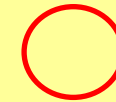
(参考5) 自治体におけるマイナンバー情報の取扱い

自治体^内の同一執行機関における
※マイナンバー情報の利用
(ex: A町福祉課→A町税務課)

自治体^内の執行機関間の
マイナンバー情報の照会・提供
(ex: B市長部局→B市教育委員会)

自治体^間のマイナンバー情報の
照会・提供
(ex: C町→D町、C町→E県)

自治体・国・独立行政法人・地方独立行政法人等の間のマイナンバー情報の照会・提供
(ex: F市→厚生労働省、文部科学省→G県)



条例に規定すれば可能

法律に基づき、
情報提供ネットワーク
システムを通じて行う

法律に基づき、
情報提供ネットワーク
システムを通じて行う

○情報提供ネットワークシステムを通じて、マイナンバー情報の提供の求めがあった場合には、当該求めを受けた者は、当該マイナンバー情報を提供する義務がある。

○マイナンバー法の別表に記載された個人情報の提供については、地方税情報を含め、守秘義務が解除される。

○いずれの利用・照会・提供においても、マイナンバー法及び各自治体の個人情報保護条例等に従って、適切な個人情報の保護を行う必要がある。(マイナンバー法上に罰則規定あり)

※マイナンバー情報・・・マイナンバーをその内容に含む個人情報をいう。(法律上は、「特定個人情報」と規定)